

疑義解釈

厚生労働省は、3月31日付けで疑義解釈（その1）を発出しました。歯科に関わる項目は26項目となり、その他、領収書・明細書、医科におけるうがい薬についても取扱いが示されました。内容は以下の通りです。

その他、医科・調剤に関わる疑義解釈は、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

（厚生労働省のホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/>）

<医学管理：歯科疾患管理料>

Q	平成26年度歯科診療報酬改定において、患者又はその家族の希望に応じて、2回目以降の文書提供の時期を見直す取扱いとされたが、この取扱いは平成26年4月以降、改定後の管理計画書（別紙様式1、2又はこれに準じた様式）の備考欄に、患者又はその家族が文書提供について次回来院以降不要である旨の内容を記入した場合に適用されると考えてよいか。
A	そのとおり。また、平成26年4月以降に、旧様式を用いた場合においても同様である。

Q	管理計画書について、全身疾患や患者の状態により患者が直接記入できない場合又は家族の付き添いがない場合に限っては、主治の歯科医師が代行して記入すると考えてよいか。
A	そのとおり。この場合は、管理計画書の備考欄に「例：〇〇疾患のため、〇〇〇〇が代行記入」と記載する。なお、管理計画書に主治の歯科医師名が記載されている場合は、歯科医師名を省略しても差し支えない。

<医学管理：新製有床義歯管理料>

Q	平成26年度歯科診療報酬改定において、有床義歯床下粘膜調整処置を行い、有床義歯の新製又は床裏装を予定している場合の取扱いが見直されたが、同月内に有床義歯の新製を行った場合に新製有床義歯管理料は算定できるか。
A	算定できる。なお、この場合において、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1「1 有床義歯の場合」は算定できない。

Q	平成26年度歯科診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の「2 困難な場合」に係る要件が見直されたが、9歯以上の局部義歯の装着については、9歯以上の局部義歯を新たに装着した場合又は既に9歯以上の局部義歯が装着されている場合のいずれも対象になると考えてよいか。
A	そのとおり。

<在宅医療：歯科訪問診療料>

Q	<p>アパート、マンション等の同一建物に居住する2人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、2人のうち1人が20分以上、別の1人が20分未満の場合の取扱い如何。</p> <p>また、同一建物に居住する10人の患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、10人のうち9人が20分以上、別の1人が20分未満の場合の取扱い如何。</p>
A	<p>2人の患者のうち、20分以上の患者については歯科訪問診療料2、20分未満の患者については歯科訪問診療料3で算定する。</p> <p>同日に10人以上歯科訪問診療を行った場合は、診療時間にかかわらず、すべての患者について歯科訪問診療料3で算定する。</p>

Q	<p>在宅かかりつけ歯科診療所加算については、在宅療養患者の定義に該当する患者であって、施設に入所している患者や病院に入院している患者についても対象となるのか。</p>
A	<p>施設に入所している患者や病院に入院している患者は加算の趣旨から対象とならない。</p>

<リハビリテーション：歯科口腔リハビリテーション料1>

Q	<p>平成26年3月末までに新製有床義歯管理料、有床義歯管理料又は長期有床義歯管理料を算定していた場合であって、4月以降に有床義歯に関する調整や指導等を行う場合は、歯科口腔リハビリテーション料1の「1 有床義歯の場合」は算定できるか。</p>
A	<p>算定できる。</p>

Q	<p>摂食機能療法の治療開始日から起算して3月以内の期間における歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」の取扱い如何。</p>
A	<p>摂食機能療法の治療開始日から起算して3月以内の期間にあつては、歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」は月4回を限度として摂食機能療法を算定した月と同月に算定できるが、摂食機能療法を算定した日は歯科口腔リハビリテーション料1の「2 舌接触補助床の場合」は算定できない。</p>

Q	<p>有床義歯の新製後に、同月内に当該義歯の修理を行った場合の取扱い如何。</p>
A	<p>当該有床義歯の新製時に新製有床義歯管理料を算定した場合は、同月内に歯科口腔リハビリテーション料1の「1 有床義歯の場合」は算定できない。</p>

Q	歯科口腔リハビリテーション1の「2 舌接触補助床の場合」は、当該舌接触補助床を自院で製作して装着した場合のみ算定対象となるのか。
A	そのとおり。

<リハビリテーション：歯科口腔リハビリテーション料2>

Q	歯科口腔リハビリテーション料2は、当該装置の調整を同日若しくは同月内に行っていない場合においても算定できるか。
A	算定できる。

Q	床副子の「2 困難なもの」に該当しない顎関節治療用装置は対象としないと考えるよいか。
A	そのとおり。

<処置：加圧根管充填処置>

Q	加圧根管充填加算が加圧根管充填処置に見直されたが、取扱い如何。
A	加圧根管充填処置を実施した場合は、根管充填と当該処置を同日に算定し、併せて同日にエックス線撮影を行い、気密に根管充填が行われていることを確認すべきであるが、隣接する複数歯に対して根管充填を行い、後日にまとめてエックス線撮影を行う場合等の特別な理由がある場合は、根管充填及び当該処置の算定と異日にエックス線撮影を行い根管充填の状態を確認しても差し支えない。なお、この場合において、その旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

<処置：歯周病安定期治療>

Q	歯周病安定期治療について、当該治療期間中に、抜歯等により歯数が変わった場合の取扱い如何。
A	歯周病安定期治療算定時の歯数で取り扱う。

<処置：暫間固定>

Q	平成 26 年 3 月末までに暫間固定を行っていた場合に再度暫間固定を行う場合の取扱い如何。
A	平成 26 年 3 月末までに暫間固定を行い、装着した日から起算して 6 月を経過して必要があった場合は、1 顎につき 1 回を限度として算定する。

<処置：歯周治療用装置>

Q	平成 26 年度歯科診療報酬改定において、歯周治療用装置の要件が見直されたが、1 回目の歯周病検査として歯周精密検査を行い、歯周基本治療が終了する前に歯周治療用装置を装着した場合において、当該装置の費用は算定できるか。
A	算定できる。

<処置：フッ化物歯面塗布処置>

Q	う蝕多発傾向者に対するフッ化物歯面塗布処置が医学管理から処置に項目が移されたが、平成 26 年 3 月にフッ化物局所応用加算を算定していた場合は、当該処置は翌月に算定できるか。
A	平成 26 年 5 月末まで算定できない。

<手術：頬、口唇、舌小帯形成術>

Q	頬、口唇、舌小帯形成術の取扱いにおいて、2 分の 1 顎の範囲内における口唇小帯と頬小帯の形成術を同時に行った場合は、2 箇所として算定するのか。
A	そのとおり。

<手術：広範囲顎骨支持型装置搔爬術>

Q	広範囲顎骨支持型装置搔爬術について、広範囲顎骨支持型装置及び広範囲顎骨支持型補綴物を装着した保険医療機関と異なる保険医療機関で当該手術を行った場合、当該手術は算定できるか。
A	自院あるいは他院にかかわらず、広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準を届け出た保険医療機関において、広範囲顎骨支持型補綴に係る補綴物を装着した患者であれば算定できる。

<歯冠修復及び欠損補綴：通則 21>

Q	保険外診療で行われている歯科インプラント治療完了後に、全身疾患等の理由から顎骨内に残存せざるを得ない歯科インプラント上に有床義歯を装着する場合又は他の治療法では咬合機能の回復・改善が達成できずやむを得ず当該歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着する場合の取扱い如何。
A	当該治療を患者が希望した場合に限り、歯科インプラント治療完了後に一定期間を経た場合の補綴治療については保険診療として取り扱って差し支えない。その際に、当該治療を行った場合は、診療録に保険診療への移行等や当該部位に係る自費診療が完結している旨が分かるように記載する。なお、歯科インプラントを鉤歯とする局部義歯を装着した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に鉤歯の部位が分かるように記載する。

< 歯冠修復及び欠損補綴：CAD/CAM冠 >

Q	保険医療機関が、医療機器として届け出たCADを設置しているA歯科技工所及び医療機器として届け出たCAMを設置しているB歯科技工所に対して連携が確保されている場合は、当該技術に係る施設基準を満たしていると考えてよいか。
A	そのとおり。この場合は、届出様式の備考欄にCADを設置している歯科技工所名及びCAMを設置している歯科技工所名がそれぞれ分かるように記載（例：〇〇歯科技工所（CAD装置））し、当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

Q	互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置とは、CAD/CAM冠用材料装着部の変更又は加工プログラムの改修（追加、変更）により、複数企業のCAD/CAM冠用材料に対応できる装置も対象になると考えてよいか。
A	そのとおり。

Q	保険医療機関内に歯科技工士が配置されているものの、歯科用CAD/CAM装置が設置されていないために、歯科用CAD/CAM装置を設置している他の歯科技工所と連携している。この場合は、保険医療機関内の歯科技工士及び連携している歯科技工所の歯科技工士の氏名をそれぞれ届出様式に記載する必要があるのか。
A	保険医療機関内の歯科技工士名の記載は不要である。保険医療機関が連携している歯科用CAD/CAM装置を設置している歯科技工所名及び当該療養に係る歯科技工士名を記載する。

< 歯冠修復及び欠損補綴：小児保険装置 >

Q	下顎左側第一乳臼歯の早期喪失に対して下顎左側第二乳臼歯に小児保険装置を装着した場合の傷病名（歯式）如何。
A	下顎左側第一乳臼歯の喪失を示す傷病名（例：MT）のみを付与する。

< 歯冠修復及び欠損補綴：コンビネーション鉤 >

Q	コンビネーション鉤について、鑄造鉤と線鉤の組合せであれば、維持鉤が線鉤で拮抗腕が鑄造鉤であっても算定できるか。
A	算定できる。

< 歯科矯正：植立 >

Q	歯科矯正用アンカースクリューが脱落した場合の再植立の取扱い如何。
A	再植立を実施した場合の植立の費用は算定できないが、使用した特定保険医療材料は算定できる。

<領収証・明細書>

Q	領収証・明細書の様式について、消費税に関する注釈が追加されているが、4月以降は必ずこの注釈を加えなければならないのか。システム上の問題により、直ちにこの注釈を追加して発行できない場合はどうすればよいか。また、旧様式の在庫が紙媒体で残っている場合はどうすればよいか。
A	4月以降は新様式を参考にして領収証・明細書を発行していただきたいが、準備が間に合わない等の場合については、旧様式を利用して差し支えない。また、紙媒体の旧様式の在庫も、利用して差し支えない。

<うがい薬>

Q	ベンゼトニウム塩化物等のように、薬効分類上で「含嗽剤」ではなく「その他の歯科用口腔用薬」に分類される薬剤は対象とならないという理解して良いか。
A	そのとおり。